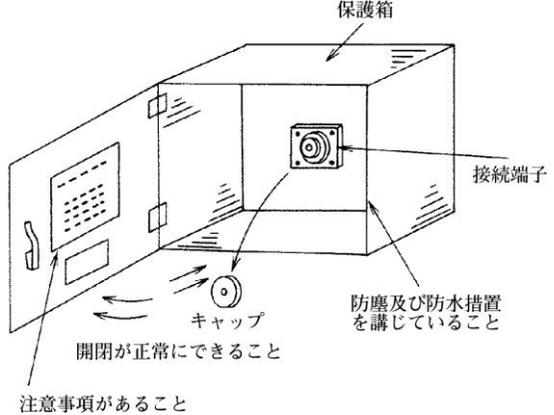
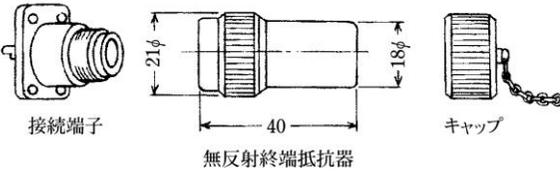
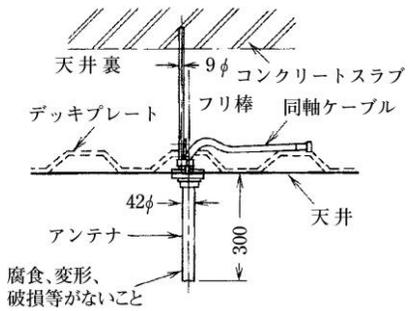


第22 無線通信補助設備  
機器点検

点 検 項 目	点 検 方 法	判 定 方 法 (留意事項は※で示す)
保 護 箱	周 囲 の 状 況	<p>目視により確認する。</p> <p>周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。</p>
	外 形	<p>目視及び扉の開閉操作により確認する。</p> <p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。            イ 保護箱に著しい錆等が発生していないこと。            ウ 保護箱内部に塵、水等が浸入していないこと。            エ 扉の開閉が確実にできること。            オ 地上に設けてある保護箱は、みだりに開閉できない構造であること。            カ 保護箱内に接続用ケーブルが収納されていること。</p> <div data-bbox="1317 507 1881 734" style="text-align: center;"> </div> <p>第22-1図 接続用ケーブル</p>
保 護 箱	表 示	<p>目視により確認する。</p> <p>ア 保護箱は赤色とし、表面に「無線機接続端子」の表示があること。            イ 保護箱内の見やすい位置に最大許容入力、使用できる周波数帯及び注意事項の表示があること。            ウ 表示に汚損、不鮮明な部分がないこと。            エ 銘板等がはがれていないこと。</p> <div data-bbox="1384 1005 1859 1388" style="text-align: center;"> </div>

			 <p>第22-2図 保護箱</p>
無線機接続端子	外形 無反射終端抵抗器・ キャップ コネクター	目視及びコネクタの着脱操作により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 端子に無反射終端抵抗器又はキャップがあること。 ウ コネクターが確実、かつ、容易に着脱できること。</p>  <p>第22-3図 端子</p>
増幅器		目視により確認する。	<p>ア 設置場所は防災センター、中央管理室、常時人がいる室等で、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に建築基準法第2条第9号に規定する防火設備を設けた室に設けられていること。 イ 耐火性能を有するパイプシャフト等に設けられていること。</p>
分配器等		目視により確認する。	<p>ア 接続部分の緩み、損傷等がないこと。 イ ゴムパッキン等の劣化がないこと。 ウ 防水措置に異常がないこと。</p>
空中線		目視により確認する。	<p>ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 通行上及び避難上障害にならないこと。 ウ 機械的損傷を受けるおそれがある場所に設けているものは、適切な防護措置がなされていること。</p>

			 <p>アンテナの外観図(一例)</p> <p>第22-4図 空中線</p>
漏洩同軸ケーブル	支持部	目視により確認する。	支持金具の変形、損傷、脱落等がなく、堅固に支持されていること。
	防湿措置	目視等により確認する。	接続部分の接栓に変形、損傷、緩み等がなく、防湿上有効であること。
	耐熱保護	目視により確認する。	<p>損傷、脱落等がないこと。</p> <p>※ 不燃材料で造られた天井裏に設けられたもの及び耐熱型のものにあつては、耐熱保護のないものがある。</p>
	可とう性	目視により確認する。	<p>接栓用同軸ケーブルは、可とう性を有していること。</p>  <p>第22-5図 接栓</p>
結線	接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。